

福祉の中の司法 — 児童相談所常勤弁護士の業務



神戸市こども家庭センター児童福祉法務
専門官・兵庫県弁護士会会員

紅山 綾香

Beniyama, Ayaka

1 はじめに

私は2019年10月から、神戸市こども家庭センター（神戸市児童相談所）で、常勤弁護士（任期付公務員）として勤務しています。

児童相談所（以下「児相」といいます。）は児童福祉法（以下「法」といいます。）に基づき設置される児童に関する相談機関です。神戸市は人口約151万人、児相は1箇所です。相談内容は、おおむね、養護（虐待、保護者の疾病等により児童を監護できない等）、非行、育成（不登校・性格行動等）、障害に分類されています。2021年度の相談件数は9009件、うち虐待相談は2934件でした。神戸市も全国的傾向と同様、虐待相談が増加しています。職員も増加しており、2022年度は計202名となりました。

2 児相の法的ニーズ

児相の法的ニーズは多岐にわたります。私の主な業務には、法33条に基づく一時保護、児童虐待防止法に基づく面会通信制限等の行政処分の可否や通知方法の検討、法28条に基づく施設入所等の承認申立て等の児童相談所長が申立人となる家事審判手続の起案・対応、個人情報開示請求や審査請求の対応などがあります。職員からの相談も随時受けます。また、児

童や保護者に対して手続等の説明も行います。さらに、民法の成年年齢引下げ等、法改正への対応や所内研修も実施します。離婚・親子関係等の家事事件、刑事・少年事件の経験が直接役立つ職場です。

3 神戸市児相への弁護士関与

2016年法改正により、法12条3項に児相への弁護士配置が明文化されたことを受け、神戸市児相で一人目の常勤弁護士として私が配置されました。神戸市では、常勤配置前の2001年より、児童虐待防止サポート制度として、兵庫県弁護士会から推薦された弁護士3名による、各月1回のケース検討会への出席や法律相談等の支援を受けています。また、2022年2月から、一時保護されたこどもの意見表明支援制度を開始しました。これは明石市、兵庫県が2021年10月に開始した制度と同様、一時保護された児童が希望すれば、兵庫県弁護士会から派遣された弁護士が児童と面談し、その意見表明を支援するというものです。私は児相内部で、子どもの意見表明権や、子どもが取り得る法的手続の説明の重要性を伝える立場ですが、子どもの代弁者や子どもの代理人にはなれません。そのため、地元弁護士会のご協力を得て、バランス

の取れた弁護士の児相への関与ができつつあることに感謝しています。

4 福祉の中の司法

私は児相に入る前、広島と東京の都市型公設事務所で約10年勤務していました。そこでは「司法ソーシャルワーク」という言葉がよく使われていました。実際、事務所に社会福祉士を職員として採用し、法人受任した成年後見事件を共同で担当し、自治体の高齢者障害者福祉・生活保護・DV被害者支援担当の方と一緒に当事者の支援に関わっていました。当時の私は、司法手続の利用・法的紛争の解決のために福祉の力を借りる、又は弁護士がケースマネジメントをして、当事者の法的ニーズとともに福祉のニーズを満たすというスタンスだったと思います。しかし、児相常勤弁護士の立場は主客が逆だと感じています。



職場風景（所長と筆者）

児相に入って始めに気が付いたのが、質問が細部から始まる、ということでした。例えば、「Aくんはチワワを飼って、お母さんは仕事で夜間家を空けて、Aくんはチワワの餌やりがあるから一時保護が嫌で、でも2年前にお母さんが倒れて入院して、Aくんは施設に入って、おじいちゃんがチワワの面倒を見てくれて、時々外泊して、養子縁組もして、ただおじいちゃんもお年で、」と続き、私が心の中で、「で、質問は？」と思っているとようやく、「この先おじいちゃんが亡くなるとこの子の親権者は誰になるんでしょうか？」という質問が来たりします。私は最初の頃、心の中で、「もしかしてチワワエピソードいらなかったのでは？」と思いつつ回答していました(架空事例です)。しかし、次第に、職員が話してくれる細部を聞くことが大事だと考えるようになりました。職員から質問を受けるケースは、また別の機会にも相談されることがあります。そのとき、「あのチワワの子ね。」と思いつけることが結構大事です。その子どもや家族の輪郭について記憶があると、その時々にかかれた法律的なポイントに回答するだけでなく、こちらから気になる点を確認することができるようになります。

もっとも、私にとってより重要だったのは、子どもの権利擁護は、法的観点だけで成立するわけではなく、子どもの日常生活、家族という集団全体の中での関係性を見ることが大切だという視点を得たことです。家族全体に関わる、というのが児相の虐待対応の難しいところでもあります。弁護士としてDVや刑事事件を受任し

ていたときは、加害者(とされる)側か被害者(とされる)側のいずれかの代理人として活動するのが通常でした。しかし、児相の虐待対応では、被害者である子ども、加害をした親、直接加害はしていない親のいずれも支援することが求められます。また、親には子どもの親権者という立場もあります。当事者それぞれとの間で、子どもの安全確保という目的を共有して、かつ、それぞれの状況に応じた適切な対応を行うことが必要ですが、簡単ではありません。児相で対応が難しいケースは、子どもと親いずれにも生活上・コミュニケーション上の支援が必要と思われるが、児相が必要と考えるプランを受け入れてもらえない、というものです。このような場合、法28条に基づく施設入所や、親が子どものために親権行使できない状況にあるなら親権停止といった裁判手続を念頭に置きつつ、状況を整理して、子どもや親への対応を担当児童福祉司や児童心理司と一緒に考えます。その際はまず、

子どもと親に一番接している担当者の考えをよく聞き、それを整理するように心掛けています。どのケースでも、職員それぞれの専門性に基づいた議論ができ、私の意見も聞いていただける環境にあることは恵まれていると感謝しています。

児相は、時に法28条等の裁判手続を利用することもあります。手続が終われば子どもと家族への支援が終わるわけではなく、子どもの自立まで、場合によってはその子の子の世代にも関わります。また、裁判手続中でも、子どもの生活と成長は続いています。

児相の権限行使をチェックする意味での司法関与は、今後拡大される見込みであり、それは子どもの権利擁護にとって重要なことだと個人的には考えています。子どもと家族を長期に支援することを求められている福祉機関である児相の中の弁護士として、司法手続を子どもの権利擁護のためにどう生かすか、今後も考えていきたいと思えます。

弁護士は心強い仲間です

神戸市子ども家庭センターは1956年11月に設置され、開設から65年が経過しましたが、その間に社会も家族も子どもたちの生活状況も大きく変化しました。

近年特に、子どもたちは保護者等からの虐待やSNSを活用したトラブルに巻き込まれることが多く、身体の傷だけでなく心に深い傷を負って支援を求めてくる場合が多くなっています。

児童福祉司や児童心理司は日々、そのケアに全力で取り組み、子どもたちや保護者に誠心誠意対応していますが、一方で、保護者の同意が得られない場合の措置決定や法的根拠を示した上で保護者に対応する必要がある事案等が年々増加し、弁護士の尽力がなければ今日の児童相談所業務は円滑に遂行できない状況となっています。

このような中で求められるものは、多職種が連携を密にし、常に一体となって子どもや保護者の支援に当たることです。今では、福祉や心理の専門職を理解しながら法律上必要な対策、方法等を助言しサポートしてくださる弁護士は、私たちの心強い仲間となっています。

神戸市子ども家庭センター所長 榎原 伴子